

北上市告示甲第33号

北上市保育士等保育料助成事業実施要綱（令和２年北上市告示甲第22号）の一部を次のように改正する。

令和６年３月29日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（事業実施期間） 第10 この事業の実施期間は、令和２年度から <u>令和５年度</u> までとする。	（事業実施期間） 第10 この事業の実施期間は、令和２年度から <u>令和８年度</u> までとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	